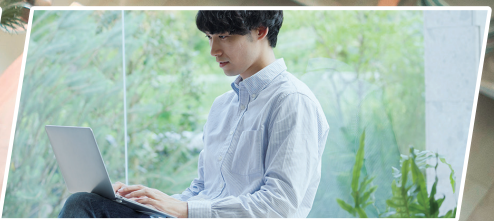




厚生労働大臣表彰

輝くテレワーク賞

テレワークを先進的に取り組まれている
企業等を表彰します。



テレワークを活用して働き方を変えてみませんか
テレワークは、ICT（情報通信技術）を活用し、
時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

募集期間

2024年 6月3日(月) ▶ 2024年 7月31日(水)

表彰の対象と種類

対象:企業・団体



厚生労働大臣賞
「優秀賞」

テレワークの活用によって労働者のワーク・ライフ・
バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取
組を行っている企業・団体のうち、その取組が総合的
に優れていると認められる者を表彰します。



厚生労働大臣賞
「特別奨励賞」

テレワークの活用によって労働者のワーク・ライフ・
バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取
組を行っている企業・団体のうち、その取組が優れて
いると認められる者を表彰します。

※テレワーク月間とは、テレワーク推進フォーラム（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、学職者、民間事業者等による構成）の主唱により行われるテレワーク普及推進策の1つです。
11月を象徴月間とし、テレワーク実施企業/団体/個人のみならず、関連の研究活動・啓発活動・支援活動などに係る皆様と広く手をつなぎ、働き方の多様性を広げる国民運動になることを目指します。

応募方法

●応募は「輝くテレワーク賞ホームページ」にある
リンクの応募フォームからご応募下さい。

ホームページURL
URL:<https://kagayakutelework.jp/>



●応募の際の留意事項は以下のとおりです。

- 企業表彰の応募に当たり、既に優秀賞を受賞された企業は応募できません。
また、既に特別奨励賞を受賞された企業は連続して特別奨励賞を受賞できません。
- 以下に該当する場合は、表彰の対象から除外します。
 - 1.過去1年以内に雇用する労働者（短時間労働者を除く。以下同じ。）一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数について、45時間以上の月がある場合
 - 2.過去1年以内に雇用する労働者における平均した一月当たりの時間外労働時間について、60時間以上である者がいる場合
 - 3.過去3年以内に労働関係法令及びその他関係法令などに重大な違反がある場合
- 「ワーク・ライフ・バランスに関する事項」及び「他者の模範となる取組に関する事項」については、補足資料の添付が可能です（A4サイズ）。可能な限り取組内容や成果、実績が客観的にわかる資料を添付ください。

応募締切：2024年7月31日（水）必着

表彰式

- 日程：2024年11月下旬予定
- 場所：東京都内予定

スケジュール

応募開始	応募締切	審査結果発表	表彰式
2024年6月3日（月）	2024年7月31日（水）	2024年10月末頃	2024年11月下旬予定

審査

- テレワークに関して知見を有する学識者、労働者・使用者団体の代表委員から構成される審査委員会において審査を行います。
- 審査の過程において、不明点についてお尋ねすることや追加の補足資料等の提供をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

テレワーク・セミナー

参加無料

開催時間	13:00～16:00 <small>オンライン接続可能時間は12:50より</small>	会場セミナー
会場セミナーのみ 定員200名	● 7月11日（木） ● 8月 8日（木） ● 10月10日（木） ● 11月21日（木） ● 12月19日（木） ● 1月16日（木）	● 東京会場 9月17日（火） ● 大阪会場 11月 7日（木）

【主催】厚生労働省

【受託】一般社団法人日本テレワーク協会

「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰」事務局 担当：若生

TEL：03-5577-4572（受付：9時～17時 土・日曜、国民の祝日を除く）

URL：<https://kagayakutelework.jp/award/> E-mail：koro-hyosho@japan-telework.or.jp



一般社団法人日本テレワーク協会では、個人情報の保護に努めております。詳細は弊会の「個人情報保護方針」をご覧ください。今回、応募者より提供いただきました個人情報は、適正に管理することといたします。個人情報は、本表彰事業に係る受付・確認および連絡、審査ならびに表彰を実施するために必要な範囲で利用することとし、目的外には流用いたしません。